

入札・契約制度説明会

日 時：令和6年3月25日（月）

① 午前10時30分～

② 午後 1時30分～

場 所：金沢市歌劇座 2階大集会室

次 第

1 入札・契約制度の改正等について

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 入札契約手続きに係る提出書類のペーパーレス化について | 1 P |
| (2) 保証事業会社に係る契約保証等の電子化について | 1 P |
| (3) 現場代理人の兼務要件緩和について | 2 P |
| (4) 発注見通しの閲覧性向上について | 2 P |
| (5) 変動型最低制限価格制度の試行について | 3 P |
| (6) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について | 3 P |
| (7) 令和6年3月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について | 5 P |
| (8) その他 | 6 P |

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項 8 P

<その他>

1. 建設業の働き方改革関連施策の実施について
（設計技術管理室）
2. 内川第1建設発生土処理施設における手数料改定及び休業日変更等について
（道路建設課）

問い合わせ先

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局監理課

工事契約係・検査員室

電話076-220-2101 FAX076-220-2097

1 入札・契約制度の改正等について

【改正するもの】

（１）入札契約手続きに係る提出書類のペーパーレス化について

① 目的

市役所・企業局等に紙ベースで作成、持参していた一部書類について、ペーパーレス化を実施することで、移動時間や審査待ち時間を削減し、事務負担の軽減を図る。

② 対象書類

○ 質疑書 ※設計図書に関する質問に限る

○ 入札参加資格審査書類（別添見本参照）

- ・競争参加資格確認申請書（※）
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ・同種・類似工事の施工実績及び配置予定技術者の資格調書（※）
- ・上記のうち、公告で求める同種工事の概要が明確に分かる資料、配置予定技術者の資格、3か月以上の継続雇用関係を証明する資料
- ・主たる営業所に関する確認調書（※）
- ・工事の主要な部分について、自社で施工できることを示す誓約書（※）
- ・その他、公告で求める書類や上記に係る補足資料等

（※）は令和6年度より署名・押印を不要とする様式に変更

③ 改正内容

それぞれ、**公告で指定する送信件名を標題とした電子メールで送付**する。なお、電子メールの送付先についても、公告において指定する。

※ファイルはPDFで送付するものとする。

※質疑書については、送達確認のため、送付後には必ず監理課工事契約係等、各発注者まで電話連絡すること。（本内容も公告に記載予定）

④ 時期

令和6年4月1日以降に公告する案件から実施する。

（２）保証事業会社に係る契約保証等の電子化について

① 目的

保証事業会社（東日本建設業保証㈱など、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に規定する保証事業会社）に係る保証証書について、インターネットを介した方法による電子保証を可能とすることで、保証手続きの利便性を向上するとともに、契約手続きの迅速化を図る。

② 対象書類

保証事業会社に係る契約保証・前払金保証

※保険会社による履行保証保険などは対象外

③ 改正内容

保証事業会社が指定する「電子証書等閲覧サービス」を利用した電子保証を可能とする。（石川県で令和5年11月から実施している内容に同じ。）

(別添参照)

- ・受注者…取得した認証キーを発注者に電子メールで送信
 - ・発注者…電子証書の閲覧を電子保証プラットフォーム上で確認
- ※電子保証を可能とする取扱いのため、従来通り紙ベースでの提出も可能

④ 時期

令和6年4月1日以降に新たに契約する案件から対象とする。

(3) 現場代理人の兼務要件緩和について

① 目的

現場代理人の兼務について、金沢市内で施工中の工事に限定していた要件を見直すことで、建設業界における技術者不足問題の緩和を図る。

② 改正内容

[現行] 兼務する工事の現場間の移動時間が概ね30分以内かつ、
金沢市内で施工中の工事

<具体例>

区分			移動時間	判定
市内	⇔	市内	(30分以内)	○ 兼務可
市内	⇔	市内	(30分超過)	× 兼務不可
市内	⇔	市外	(30分以内)	× 兼務不可



[改正] 兼務する工事の現場間の移動時間が概ね30分以内または、
金沢市内で施工中の工事

<具体例>

区分			移動時間	判定
市内	⇔	市内	(不問)	○ 兼務可
市内	⇔	市外	(30分以内)	○ 兼務可
市内	⇔	市外	(30分超過)	× 兼務不可

※石川中央都市圏(白山市を除く)で条件が合致すれば、兼務可能となる。

白山市は兼務要件を市内に限定しているため、除外となる。

③ 時期

令和6年4月1日以降に公告する案件から実施する。

(4) 発注見通しの閲覧性向上について

① 目的

市長部局・企業局のそれぞれのホームページに、発注機関ごとに単独で掲載している発注見通しについて、両者間における閲覧性の向上を図る。

② 改正内容

市長部局・企業局のそれぞれのホームページに、相互に発注見通しのリンク先を掲載する。

③ 時期

令和6年4月1日から実施する。

【実施済みのうち一部改正するもの】

（５）変動型最低制限価格制度の試行について

[基本方針]

令和６年度も試行を継続する。

[一部改正]

① 目的

変動型最低制限価格制度に起因する入札不調の発生を防止する。

② 改正内容

変動型に起因して入札不調となる場合で、上下０．１％の変動幅内に有効な入札があれば、ランダム係数により算出された最低制限価格の直近下位の入札金額を新たな最低制限価格として置き換える。

※入札不調とならない場合は、全て従前のとおり。

＜参考＞これまで変動型により入札不調となったと推察される案件

令和４年度：８件、令和５年度：１３件

改正内容のイメージ図

<現行>				<改正後>			
変動上限額	18,418,400			変動上限額	18,418,400		
ア 最低制限価格 (イ×1.0009)	18,416,560			ア 最低制限価格 (イ×1.0009)	18,416,560		
		A 者 18,410,000	失格			ウ アの直近下位入札額 (最低制限価格)	18,410,000
イ 最低制限価格 基準額	18,400,000	B 者 18,395,000	失格	イ 最低制限価格 基準額	18,400,000	A 者 18,410,000	落札
		C 者 18,390,000	失格			B 者 18,395,000	失格
						C 者 18,390,000	失格
変動下限額	18,381,600			変動下限額	18,381,600		

- ・ 現行制度ではアのラインが最低制限価格となるため、全者失格となるが、改正後はアの価格の直近下位の入札額ウが最低制限価格となるため、Ａ者が落札者となり、入札不調が回避される。

③ 時期

令和６年４月１日以降に公告する案件から実施する。

【実施済みのもの】

（６）主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

建設業法施行令の一部改正（令和５年１月１日施行）により、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いが改正されたため、配置要件を次のとおり緩和しました。

- ・ 工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計 ４,５００ 万円以上
(建築一式工事は ７,０００ 万円以上)
- ・ 主任（監理）技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額 ４,０００ 万円以上
(建築一式工事は ８,０００ 万円以上)

【主任技術者について】

① 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
又は
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が 10
km 程度の近接した場所にある
場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した工事
 - ・ 施工条件が厳しい工事
 - ・ 第三者に対する影響が大きい工事
 - ・ トンネル、橋梁などの重要構造物工事
 - ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
- (下請金額の合計が **4,500** 万円 (建築一式工事は、**7,000** 万円) 以上) 等

② 主任技術者の兼務に関する手続きについて

ア 主任技術者の兼務に関する条件明示について

⇒ 設計図書 (特記仕様書等) に条件を明示

当該工事の配置予定技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

イ 主任技術者の兼務承認申請について

次の場合には **兼務承認申請書 (様式 1)** により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

◎ 現在、施工中の他発注機関工事に 専任で配置 している主任技術者を本市発注工事の主任技術者 (専任・非専任を問わない。) として配置しようとする場合

注) なお、他発注機関の中には金沢市企業局及び金沢市立病院を含みます。

ウ 入札前の事前審査について

希望の方は、**事前審査申請書 (様式 2)** により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。(申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。)

【現場代理人について】

③ 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます (工事毎の設計図書 (特記仕様書等) に常駐義務を緩和することができる工事であるか否かを明示。)

契約額が **4,000** 万円
(建築一式工事については
8,000 万円) 未満の工事であること

かつ

工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに工事現場に戻ることができること

かつ

発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制であること

④ 現場代理人の兼務について（改正あり（（３）のとおり）

（６）③により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ◎ 兼務できる工事の件数 … 概ね２、３件程度
- ◎ 兼務できる工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね３０分以内であること。
- ◎ 兼務できる工事の範囲 … ・ 契約額が **4,000** 万円（建築一式工事について **8,000** 万円）以上の他の工事現場の主任（監理）技術者でないこと（他の工事の専任技術者でないこと）。
・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の**合計が、8,000 万円未満**であること。
~~・ 金沢市内で施工中の工事に限る。（発注機関を問わない。）~~（削除）

⑤ 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事（発注機関を問わない。）に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**兼務確認申請書（様式３）**によりその確認を受ける必要があります。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

⑥ 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互に兼務することができます。（金沢市工事請負契約約款第１０条第５項）

⑦ 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても（６）③、④に関わらず当該承認の範囲で兼務することができます。

（７）令和６年３月改定の公共工事設計労務単価（新労務単価）等について

① 適用開始時期

令和６年３月以降に公告した案件から新労務単価を適用しています。
（一部、旧労務単価含む）

② 新労務単価の適用に伴う特例措置について

新労務単価の適用に合わせて、旧労務単価で予定価格を積算し、令和６年３月１日以降に契約した工事については、新労務単価に基づき請負契約を変更する特例措置を適用しています。

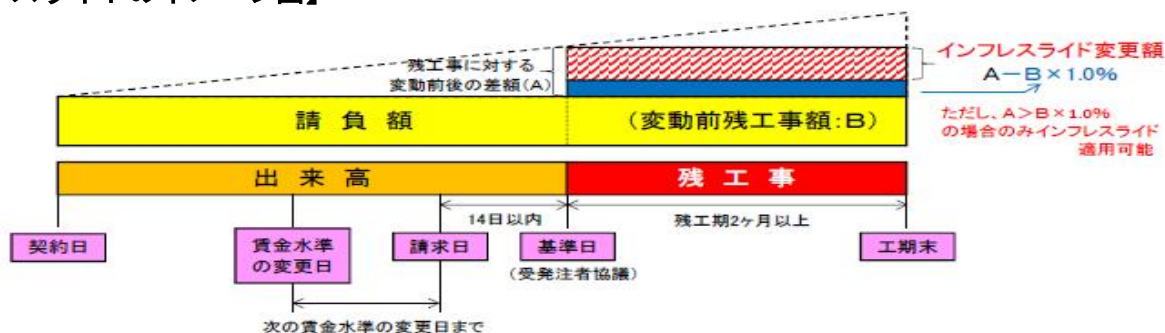
③ インフレスライド条項の運用について

新労務単価の上昇等に伴い、令和６年２月２９日以前に契約した工事のうち、次の要件を満たすものについては、インフレスライド条項を運用することとします。

- ・ 残工事が基準日から２か月以上あること。
- ・ 変更請求概算額が概算残工事請負代金額の１％を超えていること。

※基準日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更協議を請求した日から起算して14日以内に発注者と受注者とが協議して定める日。

【インフレスライドのイメージ図】



④ 申請先等について

申請、請求、手続き等については設計担当課へお問い合わせください。

（８） その他

① 下請契約に係る注意事項（金沢市工事請負契約約款第7条関係）

- ・ 工事の一部を第三者に請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ・ 市内業者以外の者と下請契約を締結する場合は、その者を下請負人として選定した理由を記した文書「下請負人選定理由書」1部を監督員へ提出すること。
※「市内業者以外の者」とは金沢市内に本店を有しない全ての業者です。金沢市内に営業所や支店のみを設置している者は「市内業者以外の者」に該当します。
- ・ 下請代金や支払条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。
- ・ 下請契約を締結した際は、速やかに施工体制台帳及び契約書類を監督員へ提出すること。
- ・ **建設業法第16条（下請契約の締結の制限）の遵守**

② 社会保険未加入者対策

- ・ 下請契約のあるものについては施工体制台帳で下請業者の社会保険への加入状況を確認しています。なお、社会保険への未加入が確認された場合は元請業者に対し、下請業者の社会保険への加入を勧めるよう指導します。
また、一次下請契約を社会保険等未加入者と締結することを禁止しています。社会保険等未加入者との契約締結があった場合は罰則等の措置を行う場合があります。
- ・ 下請契約がある場合は、施工体制台帳の提出が必須です。（平成27年度から）

③ 総合評価方式の選定基準について

ア 工事選定基準

- ・ 予定価格8,000万円以上の工事のうち、下記の2項目以上に該当する工事
- ・ 予定価格3,000万円以上8,000万円未満のうち、下記の4項目すべてに該当、又は新工法等による工事で、総合評価方式によることが適当と判断される工事

<判断項目>	1 品質管理	2 安全対策	3 周辺環境	4 工 程
--------	--------	--------	--------	-------

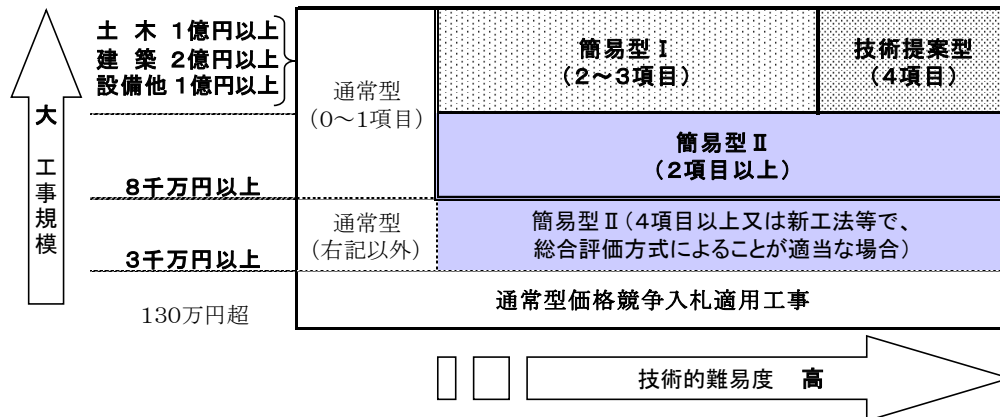
イ 方式決定基準

予定価格及び判断項目の該当数により決定

区 分	簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	技術提案型
予定価格1億円未満※	2～4項目該当		
予定価格1億円以上※		2～3項目該当	4項目該当

※ 建築工事は2億円とする。

【選定基準イメージ図】



④ ホームページについて

発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載します。

→ <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanrika/gyomuannai/1/6511.html>

金沢市ホームページの「産業・ビジネス」からアクセスできます。

⑤ 公告及び設計図書等の閲覧(ダウンロード)

入札情報システム（P P I）へログインして、入札予定→案件検索→各案件の添付ファイルからダウンロードしてください。

⑥ 入札結果の閲覧

当年度及び過去2か年度に落札決定した案件の入札結果は入札情報システム（P P I）で閲覧してください。

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(1) 電子入札について

① 認証カードの切替

会社名、代表者名又は住所が変更になった場合は、入札参加資格申請内容変更届出書を提出するとともに、認証カードの切替えをしてください。

また、変更届出書の監理課提出日から認証カード切替日までの期間は、紙入札で参加してください。

※認証カードの切替は、入札開始日時から開札日時までは絶対に行わないでください。開札に支障が出る場合があります。

② 入札額の訂正不可

入札額を誤って送信した場合は、訂正できません。

※万一誤って送信した場合、入札書を無効にすることはできますので、金沢市監理課までご連絡ください。入札無効届の提出が必要です。

③ 添付ファイル

入札参加申込時は「競争参加申請書」、入札書提出時は「工事費内訳書」を誤りのないよう添付してください。また、「工事費内訳書」は必ず本市指定様式を使用のうえ、ファイル名は「(会社名)〇〇〇工事(内訳書)」とし、Excel形式で提出してください。

④ 工事費内訳書

工事費内訳書の提出前に計算誤りのないこと、また入札額と一致していることを必ず確認してください。

⑤ 操作で不明な点の問い合わせ先

電子調達コールセンター（ヘルプデスク）

Tel：0570-011-311 受付時間：平日の9：00～18：00

(2) 入札参加資格審査時の資料について

① 経営事項審査結果通知書（写）

公告で指定の審査基準日のものに加え、その審査基準日から1年7か月を経過している場合は、直近の経営事項審査結果通知書（写）も併せて提出が必要です。

なお、経営事項審査については、工事に係る公告日から契約日まで含め、切れ目がないよう手続きをお願いします。

② 現場代理人の兼務

現場代理人の常駐義務が緩和される場合があります。この場合は、必ず「現場代理人の兼務確認申請書（様式3）」の提出が必要です。

③ 添付資料の簡略化

添付資料は、入札参加条件を満たすことが分かる最低限の資料で結構です。

(3) 契約締結について

① 契約締結の期限

落札決定日を含めて7日以内です。

(例) 火曜日に落札決定 → 翌週の月曜日まで

月曜日に落札決定 → 同じ週の金曜日まで

② 着手日の設定（余裕期間制度対象工事を除く。）

契約締結日を含めて7日以内で設定してください。

③ 契約保証金の納付

原則、契約金額（税込）の10%以上の納付が必要です。

ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。

※損害保険会社の履行保証保険に入る場合は、以下の点に注意してください。

ア 保証期間の開始日は契約締結日（着手日ではありません。）から

イ 前金払の有無（本市との契約で前払金対象工事であれば「有」とする。請求の有無ではありません。）

ウ 定額てん補（×実損てん補）

※現金又は小切手で納付した契約保証金の還付手続きは、検査終了後、領収証書及び請求書を金沢市監理課まで提出してください。

また、銀行の保証書の返還手続きには、保管証書、請求書及び契約保証（担保）返還受領書が必要です。

④ 収入印紙の額

契約書に貼付する収入印紙の額は、税抜の落札金額を基準に判断してください。

(4) 検査等について

① 立入調査

ア 現場代理人・技術者（専任）は、現場に常駐してください。

イ 下請人が社会保険未加入であることがないよう指導してください。

② 成績評定

金沢市工事成績評定要領及び工事成績採点表（金沢市監理課ホームページで公開）により実施しています。

③ 安全管理

工事現場における労働災害、事故を防止するためには社員や下請人への安全管理教育の徹底を図り、事故や災害のない良好な施工管理体制の確立に努めてください。

④ 建退協の掛金収納書について

建退協の掛金収納書の提出先は各工事の監督員となります。工事検査時に確認しますので所定の台紙に掛金収納書の原本を添付し、必ず提出してください。（契約締結後、原則1か月以内）

ファイル名 → 建設業退職金共済制度掛金収納書届

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/shinseishodownload/jigyoshamukenoshinseisho/sangyo_businessnikansurushinseisho/4/15290.html

<その他>

建設業の働き方改革関連施策の実施について

公共工事における働き方改革の実現に向け、受発注者間の業務効率化を図るとともに、現場環境の改善策を実施することにより、現場のイメージアップと担い手確保を支援する。

⑧ 週休2日工事

【土木工事・営繕工事】R元～

- ・平成31年4月1日施行の改正労働基準法により、令和6年度から罰則付きの時間外労働規制が、原則全ての工事に適用される。
- ・建設業における労働環境の改善に向け、週休2日の工事を実施する。
- ・現場閉所が困難な期間限定工事等は、交替制も取り入れる。

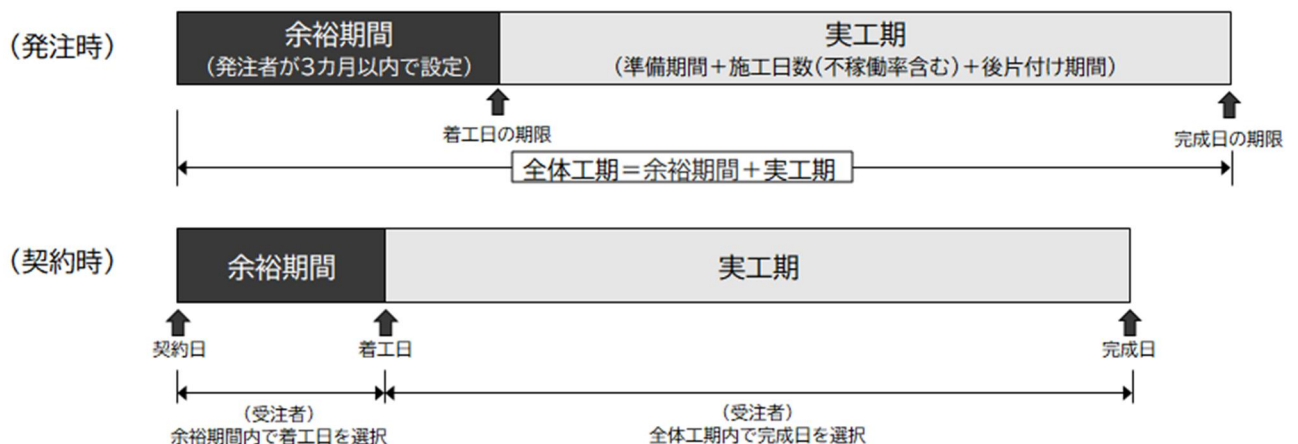
〔対 象〕 災害復旧工事（緊急復旧）を除く全ての工事（発注者指定型）

⑨ 余裕期間制度モデル工事の試行

【土木工事・営繕工事】R3～

- ・契約から工事着手までの余裕期間を設定して発注し、工事の始期（着手日）及び終期（完成日）を受注者が設定できる制度（フレックス方式）。
- ・余裕期間内（契約日から着手日）の技術者の配置は不要。

〔対 象〕 発注者が指定する工事



⑧ 情報共有システムの試行

【営繕工事】R5～（土木工事は本格運用中）

- ・インターネットを介して、受発注者間で工事に関わる書類やデータをやり取りすることができるシステム。
- ・営繕工事への導入に向け課題を検討し、試行を継続する。

〔対 象〕 営繕工事のうち、契約後、受注者の協力が得られた工事
※令和6年度は10件程度の工事で試行予定

〔計上方法〕 受注者負担（今後、発注者負担とすることを検討中）

⑨ ICTモデル工事の導入

【土木工事】R6～

- ・建設現場の生産性向上を図るため、ICTモデル工事を導入する。
- ・モデル工事の結果を踏まえ、本市のICT施工要領を作成する。

〔対 象〕 モデル工事1件（令和6年度）
工事費、施工量ともに大きな工事を想定

⑩ イメージアップ工事看板設置費を計上

【土木工事・営繕工事】R3.10～

〔対 象〕 土木工事：当初設計額1,500万円以上の工事
（その他の工事は任意実施）
営繕工事：当初設計額2,000万円以上の工事

〔計上方法〕 土木工事：現場環境改善費にて対応
営繕工事：共通仮設費に積上げ計上



⑪ イメージアップデザイン設置費を計上

【土木工事・営繕工事】R5～

- ・仮囲いや足場シート等にイメージアップデザインを設置する費用を計上する。



1) 仮囲い、足場シートへの設置

〔対 象〕 当初設計が土木工事3千万円（営繕工事5千万円）以上の工事で
仮囲いまたは足場シートを施工する工事 ※適用開始日は調整中

〔計上方法〕 共通仮設費に積上げ計上

2) 単管バリケードへの設置

〔対 象〕 受発注者が希望する工事

〔計上方法〕（土木工事）現場環境改善費で対応
（営繕工事）共通仮設費に積上げ計上（受注者希望の場合は受注者負担）

※金沢市発注工事以外（民間工事等）でも設置可能。

（事前の届出が必要。ただし、金沢建設業協会及びその協会員は届出不要）

⑧ 現場環境改善費の計上

【土木工事】R2～【営繕工事】R6～

- ・現場事務所の快適化、見学会の開催、社会貢献などを実施する費用を計上する。

1) 土木工事

〔対 象〕原則、全ての屋外工事

〔計上方法〕当初設計にて計上（直接工事費に対して率計上）

2) 営繕工事

〔対象・計上方法〕工事内容に応じ、共通仮設費に積上げ計上

※プランター、交通誘導員待機室など

※令和6年度から、工事規模等に応じた実施すべき内容を整理して積極的に積上げ計上を行う。 ※内容及び適用開始日は調整中

⑧ 快適トイレ設置工事

【土木工事・営繕工事】R3～本格実施

- ・標準仕様を満たした「快適トイレ」を最大2基計上する。
（当初設計に1基計上、男女別に設置する場合は変更設計にて1基追加）

〔対 象〕土木工事：当初設計3千万円以上の全ての工事

営繕工事：当初設計5千万円以上の全ての工事

※設置の必要がない工事は対象外

⑧ 現場確認のリモート化（遠隔臨場）

【土木工事・営繕工事】 R3～

- ・モバイル端末による映像と音声の双方向通信を利用して、段階確認、材料検査、立会いを行うもの。

〔対 象〕受注者が希望する工事

（工事の品質に重大な影響を及ぼさないなどの工事特性を踏まえ、受発注者間の協議が整った工事）

〔計上方法〕受注者が使用する機器等（通信環境含む）の調達に要する費用は、受注者の負担とする

⑧ 熱中症対策に資する経費の計上

【土木工事・営繕工事】 R3～

- ・工事現場の熱中症対策のうち現場環境改善費等に計上できない費用を計上するもの。
土木工事：熱中症対策にかかる光熱費、水分・塩分の補給、熱中症対策に特化した安全訓練、巡視、労働者の熱中症の体調管理等の費用
営繕工事：遮光ネット、ドライミスト暑さ指数計測装置に係る費用

〔対 象〕受注者が希望する工事

〔計上方法〕変更設計にて計上

- ・ 公共工事の業務改善を目的とし、受注者へアンケートを実施する。
- ・ アンケート内容： 設計図書、現場監理、竣工検査などに関する事項
- ・ 依頼文書で案内する電子申請システムで回答（匿名） ※回答は任意

〔対 象〕 令和6年4月1日以降に竣工検査を行う工事

内川第1建設発生土処理施設における 手数料改定及び休業日変更等について

	令和6年4月1日より	従来
手数料	1,300円/m ³ （税込）	1,100円/m ³ （税込）
休業日	日曜日・土曜日・祝日	日曜日並びに第2・第4土曜日
申請先	hasseido@city.kanazawa.lg.jp	douro@city.kanazawa.lg.jp

- ※手数料
- ・令和6年4月1日搬入分より対象
（令和5年度以前からの繰越工事も含む。）
- ※申請先
- ・従来、道路建設課担当メールに送付していただいておりましたが、令和6年4月1日より、発生土担当メールアドレスに変更となります。

発生土担当メール hasseido@city.kanazawa.lg.jp

【別添】入札参加資格審査書類（見本）

様式第2号(第6条関係)

競争参加資格確認申請書

年 月 日

(宛先)金沢市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付けで公告がありました下記の工事に係る制約付き一般競争入札参加資格について確認されたく、別添書類等を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

工事名 _____

別添書類

- 1 経営事項審査結果通知書(写し)
- 2 同種・類似工事の施工実績及び配置予定技術者の資格調書
(国又は地方公共団体等との契約書の写し等を添付)
(監理技術者資格者証の写し等を添付)

※ 税務課使用欄

令和 年 月 日				(令和 年 月 日時点)	
滞納の有無		課 長	課 員	担当	
有	無				

(市税滞納有無調査承諾書は、監理課で保管しています。)

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

〒920-0962
石川県金沢市広坂1丁目1番1号

かなざわ建設(株)

金沢 太郎 殿

国土交通大臣 許可00-001234
審査基準日 令和4年5月31日
電話番号 076-220-〇〇〇〇
市町村コード 17201
資本金 8,250,000
完成工事高／売上高(%) 97.5
行政庁記入欄

[金額単位:千円]

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完 成 工 事 高		元請完成工事高及び技術職員数							
			3年平均	評点(X1)	元請完成工事高	技術職員数						評点(Z)
					3年平均	一級	(講習受講)	監理補佐	基幹	二級	その他	
特	土 木 一 式	1150	27,500,000	1015	20,125,000	152	(20)	0	3	12	8	1875
	プレストレストコンクリート	850	0	606	0							
特	建 築 一 式	1050	18,500,000	900	11,001,500	80	(42)	0	1	15	7	1220
	大 工											
	左 官											
	とび・土工・コンクリート											
	法面処理											
	消 防 施 設											
	清 掃 施 設											
	解 体											
	その他											
	完 成 工 事 高 合 計		47,000,000		32,000,000	305	(78)	0	11	67	35	

自己資本額及び利益額	数 値	点数
自 己 資 本 額	7,000,000	176
利 益 額	7,000	36
評 点 (X2)	475	

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無	有	
健康保険加入の有無	有	
厚生年金保険加入の有無	有	
営 業 年 数	25年	20
研 究 開 発 の 状 況		5
評 点 (W)	750	

(参考)

科 目	単独決算	科 目	単独決算	経 営 状 況	単独決算	連結決算	経 営 状 況	単独決算	(連結決算)
固定資産		売上高	2,150,000	純支払利息比率			自己資本対固定資産比率		
自己資本		経常利益	55,500	売上高経常利益率			利益剰余金		
総資本		キャッシュ・フロー	1,815,000	評 点 (Y)				580	

同種・類似工事の施工実績及び配置予定技術者の資格調書

(金沢市発注の直近の工事を優先して記載してください。)

◎工事名

1. 同種類似工事の施工実績

項 目	内 容
工 事 名	(入札公告の「3 入札参加資格」要件を満たす工事を記入してください。)
C O R I N S 登録番号	
工 事 成 績 評 点 (金沢市発注の場合記入)	点
工 事 概 要 (構造・規模・工法等)	
発 注 機 関	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	年 月～ 年 月まで
受 注 形 態 等	単独 ・ 共同企業体 (持分 %)
現 場 代 理 人 氏 名	
監理技術者又は主任技術者氏名	

注1) 施工実績は、可能な限り工事実績情報システム (CORINS) に登録されている工事から選定してください。(登録されていない工事でも記載可)

注2) 記載した工事概要や契約内容が明確に分かる資料 (CORINSカルテ、契約書、設計図書など) を添付してください。(CORINSカルテに工事概要が記載されている場合はカルテのみでも可)

注3) 工事竣工検査成績評定通知書の写し (金沢市発注の工事に限る。) を添付してください。

2. 配置予定技術者の資格

項 目	現 場 代 理 人	監 理 (主 任) 技 術 者
配 置 予 定 技 術 者 名		
雇 用 関 係 開 始 年 月 日		
上記工事の施工に必要な 法令による資格等		
指定建設業監理技術者資格者証交付番号		

注1) 配置予定技術者の資格を証明する資料 (監理技術者資格者証 (裏面必要)、技術検定合格証明書、建築士免許証など監理 (主任) 技術者となり得る国家資格等を証明するもの。) を添付してください。

注2) 雇用関係を証明する資料 (監理技術者資格者証、健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得確認等通知書など3か月以上の継続雇用関係が分かるもの) を添付してください。

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所

商 号 又は 名 称

代表者職氏名

登録内容確認書（工事实績）

株式会社JACICテスト

御中

以下の内容は一般財団法人日本建設情報総合センターに工事实績として登録されていることを確認しました。

※登録内容確認システムの利用（発注機関）：利用している

登録工事情報	
登録種別	受注登録 ← 「竣工登録」で工事概要が分かるもの
受付年月日	2023年XX月XX日
登録年月日	2023年XX月XX日
登録番号	4999999999
件名	赤坂地区テスト工事
請負金額（税込）	10,000,000 円
契約工期	2023年07月01日 ～ 2024年03月31日
発注機関名	〇〇県〇〇局△△事務所
契約方式	一般競争入札方式（価格）
受注形態	単独
請負者名称	株式会社JACICテスト

※登録内容の詳細は「当該工事の登録履歴」および「工事实績データ（明細）」を参照してください。

本書発行年月日 2023年XX月XX日

一般財団法人日本建設情報総合センター

理事長 山田 邦雄



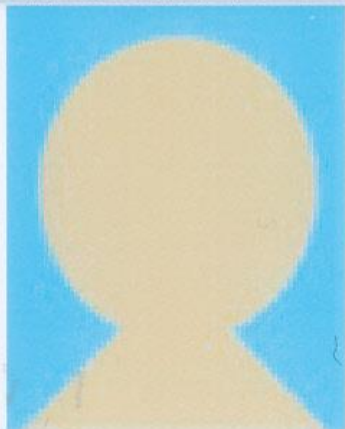
(sample)

2023XXXXXXXXXX

氏名 建設 太郎

昭和45年 9月 3日生

住所 東京都千代田区二番町3番地



初回交付 令和 5年 7月 3日 交付 令和 5年 7月 3日

交付番号 第 00000000000000 号

監理技術者資格者証

令和10年 7月 2日 まで有効

国土交通大臣指定資格者証交付機関

一般財団法人 建設業技術者センター理事長



所属建設業者 (株) ○×建設

許可番号 国土交通大臣 第0000000号

有する 一土施 一建施
資格

建設業の種類 土建大左と石屋電管夕鋼筋舗め板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

有・無 1 1 1 1 1 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 0 1 0 0 0 1 1 0 0 1

監理技術者講習修了履歴

修了番号: 第1234-1234567890号 修了年月日: 令和 5年 5月 3日

氏名: 建設 太郎

生年月日: 昭和45年 9月 3日

講習実施機関名: (一財) ○○××

資格者証備考

見本

更新は期限の30日前(追加は期限の45日前)までに申請を

雇用保険被保険者

通知書（事業主通知用）

確認（受理）通知年月日

R010802

被保険者番号

4900-102030-4

被保険者氏名

テキヨウ ユウコ

事業所名略称

株式会社 雇用保険 池袋支店

届に基づき、下記のとおり確認（通知）します。

NNNNNN 公共職業安定所長



事業所番号

4900-987654-3

管轄区分

0

資格取得年月日

R010801

性別

3 (1 男
2 女)

生年月日(元号一年月日)

3 521025 (2 大正 3 昭和
4 平成 5 令和)

取得時被保険者種類

1 (1 学生
2 新卒
3 中途
4 再就職
5 高齢者
6 高齢者(65歳以上))

転勤の年月日

2019. 5

<キ リ ト リ>

雇用保険被保険者 (被保険者通知用)

通知書

NNNNNN 公共職業安定所長



被保険者番号

4900-102030-4

確認（受理）
通知年月日

R010802

資格取得年月日

R010801

取得時
被保険者種類

1 (1 学生
2 新卒
3 中途
4 再就職
5 高齢者
6 高齢者(65歳以上))

被保険者氏名

テキヨウ ユウコ

生年月日
(元号一年月日)

3 521025 (2 大正 3 昭和
4 平成 5 令和)

事業所名略称

株式会社雇用保険池袋支店

転勤の年月日

雇用保険被保険者証

NNNNNN 公共職業安定所長



被保険者番号

4900-102030-4

被保険者氏名

テキヨウ ユウコ

生年月日
(元号一年月日)

3 521025 (2 大正 3 昭和
4 平成 5 令和)

2019. 5

(公告で提出条件とされている場合のみ必要)

主たる営業所に関する確認調書

No.	確 認 事 項	確 認 欄 (いずれかを○で囲むこと)	
1	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた主たる営業所である。	はい	いいえ
2	建設業に関与するすべての営業所を統轄し指導監督する営業所である。	はい	いいえ
3	建設業の営業を行うための専用のスペース（居住空間と併設されている場合は、明確に区切られ独立していること。）を有し、常時、契約の締結に係る実態的な行為を行うことができる状態にある。また、建設業法第40条の3の規定による帳簿を備え付けている。（単なる取次場所となっていない。）	はい	いいえ
4	経營業務の管理責任者及び専任技術者が常勤している。（単に連絡員を配置しているだけとなっていない。） <u>※氏名を右欄に記入し、事実を確認できる書類を添付すること。</u>	はい	いいえ
	経營業務管理責任者氏名		
	営業所専任技術者氏名		
5	電話、机、事務機器、什器備品等を備えている。また、看板等の表示が外観上確認できる。	はい	いいえ
6	電話・郵便・FAX等が確実に届く状態である。 (電話やFAXが常に転送状態になっていない。郵便物が転送されていない。)	はい	いいえ

附記：上記事項について、実態調査を行うことがあります。

当社は、上記の事項を全て満たす主たる営業所を金沢市内に有することに相違ありません。

年 月 日

(宛先) 金沢市長

主たる営業所の所在地

商 号 又 は 名 称

代 表 者 職 氏 名

建設業許可申請書

郵便番号 —

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号



常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者 _____

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号イ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \\ (3) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____

申請又は届出の区分 $\left[\begin{matrix} \text{項番} \\ 17 \end{matrix} \right]$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 $\left[\begin{matrix} \text{大臣コード} \\ 18 \end{matrix} \right]$ 国土交通大臣許可（般特 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ ）第 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 号 令和 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$

氏名 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$

住所 _____

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 日

◎【変更前】

氏名 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$

生年月日 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 日

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ $\left[\begin{matrix} \text{ } \end{matrix} \right]$ 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

専任技術者一覧表

令和 年 月 日

営 業 所 の 名 称	フ リ ガ ナ 専 任 の 技 術 者 の 氏 名	建 設 工 事 の 種 類	有 資 格 区 分

(公告で提出条件とされている場合のみ必要)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

工事名 _____

上記工事の施工を請け負うにあたり、その主たる部分を自社で施工することを誓約します。

これに反した場合、契約を解除されても異議ありません。また、契約解除に伴う損害賠償を請求しないことを誓約します。

金沢市で電子保証が始まります！

✓ 電子保証とは

電子保証とは、これまで書面でご提供していた保証証書について、インターネットを通じて電子的に利用できるようにしたものです。
(ネットデスクからの申込が必要となります。)

石川県内で対応している発注者

- ・国（国交省、農水省等）
- ・高速道路会社、鉄道運輸機構等
- ・石川県（土木部、農林水産部、警察本部）
- ・金沢市ほか（令和6年4月1日から）

※最新の電子保証導入団体については
保証会社ホームページをご確認ください。

電子保証ご利用のメリット

簡単

書面での資料保管不要
証書の提出はメールで完了

速い

保証申込から証書提出までを
当日で完了

無料

導入にあたって費用の追加負担なし
(※インターネット環境が必要)

電子保証ご利用の流れ(例:金沢市)

保証会社

①保証申込

②電子証書発行
認証キー※を取得

- ・発行完了通知を電子メールで受信。
- ・ネットデスクにて認証キー(PDF)をダウンロード。

お客さま

- ・送信件名を「電子保証認証キー」とする。
- ・本文に以下の内容を記載する。
「案件名」・「会社名」・「連絡先」

③認証キーの提出

- ・ダウンロードした認証キー(PDF)を
電子メールに添付し、金沢市に送信。

金沢市

送付先

- 【市役所】 kanri@city.kanazawa.lg.jp
- 【企業局】 k-soumu-keiyaku@city.kanazawa.lg.jp
- 【病院】 byouin@city.kanazawa.lg.jp

※認証キーとは
金沢市が電子証書を閲覧するための暗証番号です。
お客さまは従来の紙の保証証書に代わって認証キーを金沢市に提出します。

特設サイト公開中！



当社ホームページの電子保証に関する特設サイトでは、
分かりやすく解説した動画を公開しています。
ぜひご覧ください！

URL: <https://www.ejcs.co.jp/e-surety/>



電子保証の仕組み



認証キーの取得方法
発注者への提出方法



東日本建設業保証株式会社

＜お問い合わせ先＞
石川支店

電話番号：076-242-1231
メールアドレス：is.mlal1@ejcs.co.jp